

令和2年10月12日

学生・教職員の皆さんへ

東北大学教育学部・教育学研究科  
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部  
本部長 八鍬 友広

本邦在留資格を有する外国人留学生又は外国籍教職員の  
母国への渡航の取扱いについて（通知）

このことについて、10月9日付けで理事（人事労務・環境安全・施設担当）より別添のとおり通知がありました。

不要不急の海外渡航の中止につきましては、これまで学生及び教職員の皆さんに要請してきたところですが、理事通知を踏まえ、今後は以下のとおり取り扱うこととしますので、よろしくをお願いします。

記

1. 本邦在留資格を有する外国人留学生又は外国籍教職員が、やむを得ない理由により母国へ渡航する場合については、事前に当職の許可を得たうえで、渡航を認めるものとしますので、事前に当職へ相談願います（相談の際は渡航理由を明確にすること）。
2. 記の1. に該当する場合以外は、国・地域を問わず、また公私を問わず、不要不急の海外渡航は中止してください。やむを得ない理由により海外渡航する場合は、必ず事前に当職宛てに相談願います（相談の際は渡航先及び渡航理由を明確にすること）。なお、当職から理事への事前相談が必要となりますので、可能な限り早めに相談願います。
3. 海外渡航から帰国した場合は、渡航先の国・地域を問わず、帰国の日から起算して14日間は自宅待機（新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと）し、健康観察を行ってください。

【事前相談の連絡先】

東北大学教育学部・教育学研究科  
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部  
[taisaku\\_sed@grp.tohoku.ac.jp](mailto:taisaku_sed@grp.tohoku.ac.jp)

令和2年10月9日

各部長 殿  
本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

本邦在留資格を有する外国人留学生等の母国への渡航の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症については、現在も警戒が必要な状況が続いていることから、外務省より発出の各国に対する感染症危険情報について、「渡航中止勧告」又は「不要不急の渡航中止」が継続されております。\*

しかしながら、部局からの要望等も踏まえ、このたび、本邦在留資格を有する外国人留学生又は外国籍教職員が、やむを得ない理由により母国へ渡航する場合については、当職への事前の相談を必要とせず、各部局等において判断の上、渡航を認めた際は、別紙様式により適宜下記係へご報告いただくことといたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、上記を除く本学構成員の不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）は、国・地域を問わず中止することを引き続き要請します。やむを得ない理由により貴部局構成員の海外渡航が必要と貴職が判断する場合は、事前に当職までご相談願います。

また、海外渡航中の構成員が在籍する部局においては、当該構成員の渡航状況を把握し、入国に際しては、部局ごとに定めた新型コロナウイルス感染症防止対策等に基づき、適切に対策を講ずるようお願いいたします。

本件連絡先 人事労務課安全衛生管理係（理事（人事労務・環境安全・施設担当）窓口）

E-mail: anzen@grp. tohoku. ac. jp

\* 外務省海外安全ホームページ 2020年8月26日付け「各国に対する感染症危険情報の発出」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html>